

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1164号)

平成25年6月28日

横情審答申第1164号

平成25年6月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年2月15日戸土第2728号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私の旧所有地戸塚区舞岡町特定番地の土地の図面です。昭和43年7月市
職員、関係地主6名、署名入りの図面。」の個人情報非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私の旧所有地戸塚区舞岡町特定番地の土地の図面です。昭和43年7月市職員、関係地主6名、署名入りの図面。」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私の旧所有地戸塚区舞岡町特定番地の土地の図面です。昭和43年7月市職員、関係地主6名、署名入りの図面。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年10月10日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷（以下「道水路等」という。）の境界調査（以下「境界調査」という。）に伴い作成された図面である。境界調査の協議が整い、境界明示又は復元を行った際は、道水路等境界明示図・復元図（以下「境界調査図」という。）を作成し、境界調査図索引図（以下「索引図」という。）に記載し、境界調査図綴りに保管している。一方、協議が整わなかった場合は、境界調査図は作成されない。
- (2) 境界調査の申請は、道水路境界調査申請受付簿（以下「受付簿」という。）で整理しているが、受付簿は5年保存としているため、昭和43年7月に戸塚区舞岡町特定番地の土地（以下「本件土地」という。）に関して境界調査を行ったかどうかは明確ではない。しかし、本件土地について、索引図に昭和43年7月に境界明示又は復元を行った記載はなく、境界調査図綴りに昭和43年7月に立会いの上作成した本件土地に係る境界調査図もない。

したがって、本件個人情報は作成しておらず保有していないため、非開示とした。

- (3) また、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。

以下「規則」という。)において、隣接地所有者の承諾及び確認については、境界明示に関しては承諾書、境界復元に関しては確認書を収受すると規定しており、図面に署名することは求めている。規則の施行前にあっては、手続等の根拠となる規則は制定されていなかったが、実務上は規則と同様の手続により境界調査を行っていた。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

(1) 本件個人情報の開示を求める。

(2) 昭和43年7月に決定した市道路課の石杭があったが、国土調査により、1箇所違ったままプラスチック杭が打たれている。実施機関が市道に土や石を高くしたため、杭が確認できないまま国土調査が行われたためである。国土調査の際の実施機関の説明では、決定している境界はそのまま認めるとのことであった。

2年後に気づき、実施機関に再三申入れをしたが杭を直さず、関係者等から信用を失い、苦しい年月を過ごした。現在石杭が多数残っており、問題の石杭を最近見ることができた。

(3) 横浜市は自らのミスを認めたくないため、図面を廃棄したか、又は、図面があるにもかかわらず無いと主張しているとしか考えられない。このような主張を許さないためにも、開示制度があるものと考えている。

(4) 本件土地は申立人が昭和43年に購入したものであり、当時は農地だったため、農地転用の手続に時間がかかった。前土地所有者から申立人に土地を売るために本件土地の調査をするという話があり、同年7月、申立人が家を建てているときに測量をしている。市道路課の職員及び隣接地の6人が集まり、図面には長さを記入し、署名及び押印の上、図面を作成した。立ち会った当日は木杭を打ち、後に横浜市が石杭に変えた。

(5) 数年後の国土調査での説明は、既に決まっている杭はそのまま用いるとのことであった。国土調査ではプラスチックの杭を打ったが、そのうちの1点は、土砂等で元の杭が見えない状態で行ったために、違うところに杭を打った。国土調査には申立人も立ち会ったが、その際の図面には長さの数値が入っていなかったため長さがわからず、指摘ができなかった。これにより、本件土地は狭くなり、横浜市には再三申入れしたが、何の対応もしてもらえなかった。

- (6) 本件土地に関わる図面を申立人は一切保有していない。あるのは登記簿のみであり、前土地所有者からも図面はもらっていない。

5 審査会の判断

(1) 境界調査について

ア 横浜市は、道水路等とこれらに接する土地との境界を明らかにするために、規則に基づき、境界調査を実施している。境界調査には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いによる協議の上、当該隣接地の所有者の同意を得て境界を確定する境界明示と、道水路等と隣接地との境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いの上、当該隣接地の所有者の同意を得て資料図に基づき当該境界を確認する境界復元とがある。

イ 境界調査による協議が成立したときは境界調査図を作成し、また、境界調査図を容易に検索するための索引図に決裁年月日、番号等を記載し、それらを各区の土木事務所に保管し、一般の閲覧に供している。

(2) 本件個人情報について

申立人は本件請求に係る開示請求書に「私の旧所有地戸塚区舞岡町特定番地の土地の図面です。昭和43年7月市職員、関係地主6名、署名入りの図面。」と記載している。また意見書等において、関係地主名を記載し、自ら立ち会って決定した境界には当日本杭を打ったとも説明している。

これらのことから、本件個人情報は、申立人がかつて所有していた本件土地に関し、昭和43年7月に境界調査が行われたことを前提として、当該調査に伴い作成された境界調査図であると解される。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、昭和43年7月に本件土地に関して境界調査を行ったかどうかは明確ではないが、索引図には昭和43年7月に本件土地にて境界明示又は復元を行ったことの記載はなく、境界調査図綴りに境界調査図も存在しないと主張している。これに対し申立人は、昭和43年7月に市職員と関係地主が立会いの上、図面を作成している旨主張している。

イ そこで当審査会は、平成25年4月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求に係る開示請求書によると、本件個人情報は、申立人がかつて所

有していた本件土地に係る昭和43年7月の境界調査に伴い作成された図面である。実施機関においては本件請求を受けるに当たり、本件土地の境界調査図を求めているものであることを申立人に確認している。境界調査の申請は受付簿で管理しているが、受付簿は5年保存であり、すでに廃棄済のため保有していない。よって、昭和43年7月に本件土地において境界調査を行ったかどうかを確認することはできない。

(イ) ただし、境界調査の協議が整い境界明示又は復元を行った場合は、境界調査図を作成し、索引図に決裁年月日、番号等を記載し、境界調査図を境界調査図綴りに保管している。そこで、本件土地について調べたところ、索引図に昭和43年7月に境界明示又は復元を行った記載はなく、境界調査図綴りに昭和43年7月に立会いの上作成した境界調査図は存在しなかった。

(ウ) 境界調査に係る業務については、昭和56年に道路局道路部道路調査課から土木事務所に移管されているため、念のため道路局道路部道路調査課にも確認したが、本件土地に係る昭和43年7月頃の境界調査関係書類等は存在せず、境界調査図の存在を確認することはできなかった。

その余の可能性を考えたが、もし境界調査の申請を受け付けていたとしても、協議が整わなかった場合には、境界調査図は作成されず、受付簿も廃棄済みのため記録は残らず、調査が行われたかどうか確認することはできない。

(エ) また、本件土地については、昭和43年の農地転用許可に係る図面や立会いの可能性についても考えたが、現在、当時の申請に係る図面は存在せず、また、同年7月に立会いがあったことを推認させる事情も認められなかった。

(オ) なお、署名入りの図面についてであるが、規則では、境界明示にあつては申請者及び隣接地の所有者の承諾書を、また、境界復元にあつては申請者の確認書を収受するものと規定しており、申請者及び隣接地の所有者に対し、図面への署名は求めている。規則施行前も、実務上は規則と同様の手続をしていた。当時の職員にも確認したが、図面に署名を求める事例については確認できなかった。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 規則第3条では、道水路等に隣接する土地の所有者が境界調査を申請する場合は、申請書に土地登記簿謄本、公図（写し）等を添えて、市長に提出しなければならないとされている。規則第6条第1項では、境界明示のための

協議が成立したとき又は境界復元をしたときは、境界標を設置するものとし、同条第2項では、市長は境界標を設置した場合は、境界明示にあっては申請者及び隣接地の所有者の承諾書を、境界復元にあっては申請者の確認書を收受するものされている。また、規則第7条では、境界標に基づき、実測して境界調査図を作成するものとされている。

実施機関は、規則施行前から規則と同様の手続で調査が行われていたと説明しており、これについては、昭和43年当時に境界調査が行われていた場合には規則と同様の手続が行われていたであろうと推測される。

- (イ) 実施機関の説明によると、土地の所有者から境界調査の申請を受け、境界調査の協議が整い境界明示又は復元を行った場合には、境界調査図を作成し、索引図に決裁年月日、番号等を記載し、境界調査図を境界調査図綴りに保管しているが、本件土地に関しては現存する索引図には昭和43年7月に境界明示又は復元が行われた旨の記載はないとのことである。このような実施機関の説明や規則における手続から鑑みても、当審査会としては、本件土地において昭和43年7月に市職員と関係地主6名が立会い、境界調査が行われたことを推認させる事情は認められなかった。

したがって、本件個人情報を作成しておらず保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、このほかに本件個人情報の存在を推認させる事情も認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年2月15日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年2月22日 (第229回第二部会) 平成25年2月28日 (第223回第一部会) 平成25年3月7日 (第152回第三部会)	・諮問の報告
平成25年3月8日 (第230回第二部会)	・審議
平成25年3月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年3月22日 (第231回第二部会)	・審議
平成25年4月12日 (第232回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年4月26日 (第233回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年5月10日 (第234回第二部会)	・審議
平成25年5月24日 (第235回第二部会)	・審議